

# 第1章 策定方針

# 第1章 策定方針

## 1. 計画策定の趣旨

本町は、平成 17 年に常北町、桂村、七会村の合併により誕生して以来、「城里町の教育目標」をかかげ、それぞれの地域の特性を尊重しながら、教育施策を推進してきました。

合併後間もない、平成 18 年には 60 年ぶりに「教育基本法」が改正され、新たに「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」など、現代社会において重要と考えられることがらが規定されました。また、教育に関する基本的な理念として、「生涯学習社会の実現」と「教育の機会均等」が規定されています。

国(文部科学省)では、この法改正を受けて、平成 20 年7月1日に「教育振興基本計画」を策定し、学習指導要領を改定しました。

さらに、平成 25 年6月 14 日には「教育振興基本計画」を改定し、「第2期教育振興基本計画」を策定しています。

このような状況の中、子どもから大人まで、すべての町民を対象とし、本町の教育行政の総合的な指針として「教育振興基本計画」を策定するものとします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は教育基本法第 17 条第2項が規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、「第2期教育振興基本計画」(文部科学省)を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「第2次城里町総合計画」との整合を図るものとします。

## 3. 計画の期間

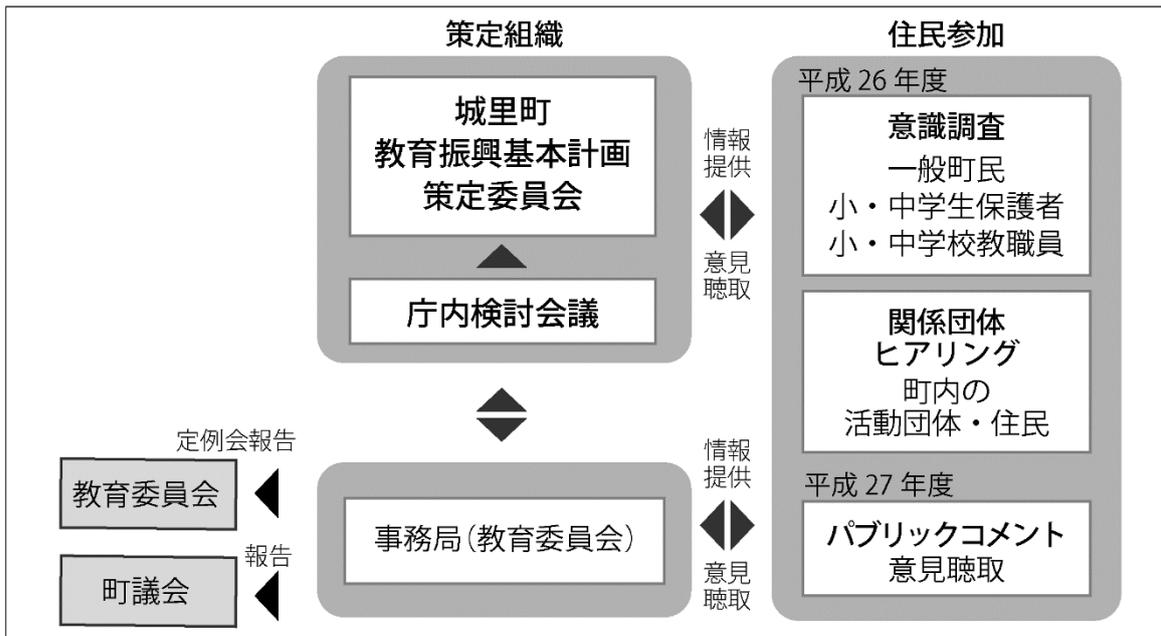
本計画の期間は、平成 28 年度～平成 37 年度の 10 か年計画とし、「第2期教育振興基本計画」(文部科学省)及び「第2次城里町総合計画」と連動して見直しを図る観点から、5年後の平成 32 年度に中間見直しを図ります。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
■教育振興基本計画 (文部科学省)	第1期					第2期												
■教育振興基本計画 (城里町)										5年で中間見直し(10か年)								
■第2次城里町総合計画										基本構想(10か年)								
										前期基本計画					後期基本計画			

## 4. 策定体制

本計画では、「城里町教育振興基本計画策定委員会」を組織し、調査及び計画素案について審議を行いました。また、策定委員会の下部組織として「庁内検討会議」を設置し、策定委員会における審議事項を検討しました。

また、住民参加としては、一般の町民及び、小・中学生保護者、教職員を対象に意識調査を実施した他、町内の活動団体や住民等関係団体を対象としたヒアリングを実施し、計画に反映しました。



## 5. 策定方針

- 学校教育から生涯学習まで、本町の教育に関する総合的な指針となる計画を策定する
- 子どもから大人まで、本町のすべての町民を対象とした計画を策定する
- 児童生徒にとってより良い教育環境を創出するための計画を策定する
- 子どもの視点・町民の視点を大切にしながら計画を策定する
- これまで実施してきた本町の教育の理念を継承した計画を策定する
- 地域の歴史・文化や地域の実情を生かし、特色ある教育施策を位置づける
- 城里町の教育目標を実現するため、5年後を目標年次とした数値目標を設定する

